

県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票(平成28年度)

部等名 農林水産部
課名 村づくり計画課

公社等名 沖縄県土地改良事業団体連合会

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
1	経済効果諸係数等算定業務	諸係数算定業務	972	○			当該団体は、全国土地改良事業団体連合会という全国的なネットワークを有しており、農業農村整備事業における経済効果算定データ収集を行うのに有利であるため。			村づくり計画課
2	土地改良専門技術者調査報告書作成業務	調査・報告	900	○			沖縄県内で各種の土地改良事業専門技術者が全て在籍しているのは当該団体のみであり、特に換地業務に関する業務を実施しているのは県内で当該団体のみであるため。			村づくり計画課
3	平成28年度補助板標準積算システム7月基礎単価入力作業委託業務	基礎単価入力業務	917		○		農林水産省の農業農村整備標準積算システム(RIEASA)の使用許諾を受けている2者から見積書を徴し、最低価格を提示した左の者を選定した。			村づくり計画課
4	平成28年度補助板標準積算システム10月、1月及び4月基礎単価入力作業委託業務	基礎単価入力業務	1,976	○			農林水産省の農業農村整備標準積算システム(RIEASA)の使用許諾を受けている2者から事前見積りを徴したところ、1者が履行不能と判明し、当該業務を受注できるものが当該団体のみとなったため。			村づくり計画課

5	平成28年度赤土対策進捗管理システム入力作業委託業務	データ入力業務	7,560	○		赤土対策進捗管理システムは、連合会の作成した水土里情報システムをベースとして、一体的に各種データやシミュレーション実施のためのプログラムを構築・開発したところであり、本業務は水土里情報システム所有者である連合会のみが実施することができるため。			村づくり計画課
6	平成28年度土地改良事業積算参考資料作成委託業務	積算資料作成業務	972	○		業務の履行において、沖縄県の積算システム(補助版標準積算システムVer. 3)を使用する必要があることから、同システムを県内で唯一利用可能であるのは当該団体であるため。			村づくり計画課
7	水土里情報システム利用	システム利用	567	○		沖縄県土地改良事業団体連合会が所有する当該システムは、実施済みの土地改良事業に関する情報や海岸保全区域、地すべり防止区域、農地筆毎の情報を航空写真上で表示できるため、現地調査に要していた時間等を削減でき、業務の効率化に有用である。また、インターネットに接続されたシステムであるため、システム内の情報の更新を迅速に行えるものである。これらの条件を満たす地理情報システムは、当該システム以外に存在しないため、相手方に選定した。			農地農村整備課

8	平成28年度沖縄の自然環境保全に配慮した農業活性化支援事業	活性化支援事業	9300	○		平成27年度に引き続き、マニュアルを用い、農業環境コーディネーター育成プログラム及びコーディネーター組織運営モデルを各現場で検証し、問題や課題をフィードバックし、マニュアルの精度向上を図っていくため、引き続きマニュアルを作成した共同企業体との随意契約とした。			園芸振興課
9	ミースイ・唐小堀地区経済効果算定委託業務	諸係数算定業務	864	○		県財務規則第137条の2で定める額の範囲内のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による) また、見積依頼業者は農業土木部門の技術士及びRC CMの資格保有者を有していることと、農業農村整備事業における事業計画策定業務の受注実績があり、経済対効果算定業務において有効な成果が期待できるものと判断していることから選定した。			北部農林水産振興センター
10	宜野座第5地区沈砂池設計業務	設計業務	756	○		県財務規則第137条の2で定める額の範囲内のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による) また、本業務は県営水質保全対策事業宜野座村第5地区沈砂池の設計を実施するものであり、そのため設計業務を請け負った実績のあるコンサルタントを選定した。			北部農林水産振興センター

11	平成28年度辺名地区用地測量委託業務	用地測量業務	496	○		<p>県財務規則第137条の2で定める額の範囲内のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による)また、該当する作業に精通し、その用地測量業務を多数行っている業者を選定した。</p>			北部農林水産振興センター
12	小浜地区農道台帳作成業務	農道台帳作成業務	109	○		<p>『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導があるため。</p>			北部農林水産振興センター
13	読谷中部地区換地業務	換地業務	29,797	○		<p>換地業務を行うには土地改良法第52条第4項により土地改良換地士の有資格者で実務経験を有するものでなければならない規定があり、同連合会以外には当該資格者がいない。また、確定測量は換地配分と密接に関わるものであることから同連合会を契約の相手方として随意契約を行った。</p>			中部農林土木事務所
14	読谷中部地区地理情報システムデータ作成業務(H28)	システムデータ作成業務	1,676	○		<p>当該業務の実施には農業農村地理情報システム技士が所属する業者であることが求められる。委託先を含む4者を指名し競争入札を実施したが、委託先以外の3者が入札を辞退して入札不調となった。よって、当該業務を遂行できるのは同連合会のみであるため、同連合会を契約の相手方として随意契約を行った。</p>			中部農林土木事務所

15	喜屋武第3地区換地委託業務	換地業務	1,296	○		換地業務は、土地改良法第52条第4項及び同法施行令第48条の4、同法施行規則第43条の2の3から第43条の2の8までの規定により、土地改良換地士(国家試験合格者)の資格者でなければならない規定があり、沖縄県土地改良事業団体連合会は土地改良換地士や土地改良専門技術者など、当該事業の遂行に必要な専門技術者を多数有しているため、本業務のよい適性で円滑な執行ができる。本県において沖縄県土地改良事業団体連合会以外では土地改良の換地業務を行っていない。			南部農林土木事務所
16	宮古島市イリノソコ地区換地業務	換地業務	1,425	○		本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
17	宮古島市加治道地区換地業務	換地業務	712	○		本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
18	宮古島市西原第3地区換地業務	換地業務	1,998	○		本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター

19	宮古島市福地地区 換地業務	換地業務	1,738	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
20	宮古島市更竹地区 換地業務	換地業務	1,188	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
21	宮古島市魚口地区 換地業務	換地業務	2,764	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
22	宮古島市福嶺南地区 換地業務	換地業務	1,220	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
23	宮古島市長中地区 換地業務	換地業務	2,646	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
24	宮古島市狭間地区 換地業務	換地業務	3,229	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター

25	宮古島市山底地区 換地業務	換地業務	2,473	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
26	宮古島市上区西地区 換地業務	換地業務	2,484	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
27	多良間カッジョウ地区 換地業務	換地業務	3,423	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
28	宮古島市増原地区 換地業務	換地業務	2,397	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
29	宮古島市ウヅラ嶺地区 換地業務	換地業務	2,970	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
30	宮古島市村越地区 換地業務	換地業務	8,856	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター

31	宮古島市松原南地区換地業務	換地業務	11,934	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
32	宮古島市西西地区換地業務	換地業務	8,802	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
33	宮古島市長南地区換地業務	換地業務	32,940	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
34	宮古島市西新生地区換地業務	換地業務	1,706	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
35	宮古島市真良瀬嶺地区換地業務	換地業務	1,965	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
36	宮古島市下南地区換地業務	換地業務	2,052	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター

37	松原南地区農道台帳作成業務	農道台帳作成	2,084	○			『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導があるため。			宮古農林水産振興センター
38	新城西地区農道台帳作成業務	農道台帳作成	1,026	○			『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導があるため。			宮古農林水産振興センター
39	宮古島市西中底原地区換地業務	換地業務	3,726	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
40	西西1期・西西2期地区農道台帳作成業務	農道台帳作成	1,620	○			『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導があるため。			宮古農林水産振興センター
41	長南地区農道台帳作成業務	農道台帳作成	1,512	○			『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導があるため。			宮古農林水産振興センター

42	宮古地区設計委託業務	設計業務	583	○		県財務規則第137条の2で定める額の範囲内であるため(地自令167の2-1-1)		宮古農林水産振興センター
43	はてるま地区かんがい計画策定	計画策定業務	9,828	○		<p>本業務のかんがい計画は島全体(約550ha)での整備計画であり、総合的な農業用水の知識に裏付けされた技術力が必要とされる。</p> <p>沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業を総合的に実施している機関であり、さらに波照間島でのかんがい計画を当初から担い、平成26年度には「波照間島全体での水需給計画策定」を行っている。</p> <p>以上の理由により、競争入札に付すことが不利であるため。</p>		八重山農林水産振興センター
44	竹富町与那良原地区換地業務	換地業務	1,458	○		本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		八重山農林水産振興センター
45	石垣市米節東地区換地業務(H28)	換地業務	486	○		本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		八重山農林水産振興センター
46	石垣市大座地区換地業務	換地業務	2,916	○		本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		八重山農林水産振興センター

47	はてるま地区権利 関係調査委託業務	戸籍調査業務	3,348	○			八重山管内において、本業務を実施可能なコンサルタントは沖縄県土地改良事業団体連合会のみである。 沖縄県土地改良事業団体連合会は、換地業務に関して有資格者を多数有しており、権利関係の調査においても迅速な対応が可能である。また、GISにも精通しており、高い成果を見込むことが出来る。			八重山農林水産振興センター
48	与那国町南帆安地区換地業務	換地業務	972	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			八重山農林水産振興センター
合計			186,639	43	5	0		0		